

# 一般社団法人 日本顎顔面補綴学会 倫理審査委員会細則

(平成 27 年 2 月 27 日制定)

## 第 1 条 趣旨

この細則は、一般社団法人日本顎顔面補綴学会倫理審査委員会規則（以下、本規則）第 14 条に基づき、一般社団法人日本顎顔面補綴学会倫理審査委員会（以下、本委員会）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 条 申請者

本規則第 12 条の規定に基づき申請できる者は、一般社団法人日本顎顔面補綴学会（以下、本学会）の会員とする。

## 第 3 条 申請方法

申請者は、倫理審査申請書（様式 1）および研究計画書（様式 2）に必要な事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該研究の内容が本委員会の審議事項に該当するか否かについて疑義があるときは、あらかじめ申請書提出時において委員長に対し、その旨、申し出るものとする。

## 第 4 条 症例報告に関する迅速審査

倫理委員会委員長が審査の必要性を認めた症例報告は、本規則 7 条に定める規定に基づき審査を行うことができる。

## 第 5 条 審査結果の通知

理事長は、審査終了後速やかに、その判定を審査結果通知書（様式 3）をもって申請者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が本規則第 8 条第 3 号、第 4 号または第 5 号である場合は、その条件または変更・不承認の理由などを記載しなければならない。第 5 条 規則第 8 条、第 12 条、第 16 条に定める手数料は次の各号に定める。

## 第 6 条 異議の申立

本委員会の審査結果に対して異議のある場合に、申請者は、異議申立書（様式 4）に必要な事項を記入して、理事長に再度の審議を 1 回に限り、申請することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

- 2 異議申立書を受理した理事長は、提出された異議申立書および資料をもとに、本委員会で再度審議の上、本委員会としての意見をまとめ別紙様式 5 による再審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

## 第 7 条 違反等

委員長は、申請者が本規則に違反したとき、または違反する恐れがあるときは、理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、委員会の意見を聴取し、実施計画の修正または中止ないし取り消しを命じることができる。

## 第 8 条 補則

この細則の改廃は、本委員会の発議により、会則検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。